



社会福祉法人^{とうゆうかい}椿友会紅山ケアセンター 通所介護重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
香川県指定 第3771500141号

当事業所はご契約者（利用者）に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人^{とうゆうかい}「椿友会」
- (2) 法人所在地 香川県丸亀市飯山町上法軍寺2600番地
- (3) 電話番号 0877-98-2781
- (4) 代表者氏名 理事長 鎌倉 克英
- (5) 設立年月日 昭和47年 1月20日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所
平成12年 2月18日指定 香川県第3771500141号
※当事業所は特別養護老人ホーム紅山荘に併設されています。

(2) 事業所の目的

介護保険法令に従い、ご利用者が要介護状態等となった場合でも、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助します。また、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者ご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることができるようサービスを提供します。

- (3) 事業所の名称 紅山ケアセンター
- (4) 事業所の所在地 香川県丸亀市飯山町上法軍寺2600番地
- (5) 電話番号 0877-98-3939
- (6) 事業所長(管理者)氏名 鎌倉 克英
- (7) 当事業所の運営方針

キリスト教の「愛情と奉仕」の精神に基づいて、個々の利用者を大切にいたします。

- (8) 開設年月 平成 3 年 7 月 1 日
- (9) 利用定員 30人（総合事業：第一号通所介護も受け入れます。）

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 丸亀市
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日(12月30日から1月3日は除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時30分
サービス提供時間	午前9時00分から午後4時00分

4. 職員の配置基準

当事業所では、ご利用者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤 換算	職員の員数	指定基準 (提供時間 の人数)
1. 事業所長(管理者)	0.1	常勤兼務 1 名	(1)
2. 介護職員	5.2	常勤専従 4 名、常勤兼務 4 名	4
3. 看護職員 (介護職員を兼務する場合あり)	1.4	常勤兼務 1 名、非常勤兼務 1 名	1
4. 生活相談員	2.2	常勤兼務 4 名	1
5. 機能訓練指導員	0.1	(看護職員が兼務)	(1)

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(例：週40時間)で除した数です。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1)利用料金が介護保険から給付される場合
(2)利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合

があります。

(1)介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、食費を除く利用料金の大部分(通常9割。8割または7割の場合もあり)が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため、離床して食事をとっていただくことを原則としています。
(食事時間) 12:00～12:30頃 ※食事が不要の場合は、前日までにご連絡ください。

②入浴

- ・普通浴槽、機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ご利用者の排泄の介助を行います。

④送迎サービス

- ・ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。
送迎費は通所介護費に含まれていますが、通常の実施地域外からのご利用の場合は、所定の送迎費用をご負担いただく場合があります。
ご家族による送迎など、当事業所で送迎しない場合は、47円(片道)を減算します。

⑤栄養改善・口腔機能向上のための取り組み(未加算)

- ・低栄養を防止するため、全量食べていただけるよう配慮いたします。
- ・食事前に口腔体操を行います。必要な方には、摂食・嚥下機能の訓練を行ったり、口腔衛生状態の改善を目指し、支援、介助を行います。

⑥若年性認知症の方への支援(未加算)

- ・担当者を決め、本人・ご家族の希望を踏まえた介護サービスを提供します。

⑦その他

- ・必要な方には、歩行訓練、運動器を使用したり予防体操を行うことにより、筋力向上・転倒予防・失禁予防を図ります。

＜サービス利用料金（1回あたり）＞

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（下記の料金表は自己負担が1割負担の場合です。2割負担、3割負担の場合もあります。「負担割合証」で確認させていただきます。）

1. ご利用者の要介護度と、サービス利用料金	要介護 1 6,580円	要介護 2 7,770円	要介護 3 9,000円	要介護 4 10,230円	要介護 5 11,480円
2. うち、介護保険から 給付される金額	5,922円	6,993円	8,100円	9,207円	10,332円
3. サービス利用に係る 自己負担額（1－2）	658円	777円	900円	1,023円	1,148円
4. サービス提供体制強化 加算Ⅲ	6円				
5. 自己負担額（3＋4）	664円	783円	906円	1,029円	1,154円

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、要介護の認定を受けた後、上記金額を請求いたします。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更させていただきます。

☆この他に、入浴介助を行った場合は、1日につき40円の加算をいただきます。

☆ご家族による送迎など、当事業所で送迎しない場合は、47円（片道）を減算します。

☆また、介護給付に係る全ての単位数に、介護職員等処遇改善加算として11.8%が加算されます。（上表には含まれておりません。）

★ご利用者に提供する食事（昼食）については、食事に係る自己負担額（下記）を別途いただきます。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、介護保険給付対象外として利用料金の全額がご利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事に係る自己負担額（食費） 料金：1食あたり 670円（おやつ代含む）

急なキャンセルの場合は、食費をいただく場合があります。

②通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地域にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金をいただくことがあります。

・通常の実施地域を越えた地点から5km未満：500円（片道料金）

・5km以上5km増えるごとに500円追加させていただきます。

③レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。その場合、材料代等の実費をいただくことがあります。

④複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、ご利用者の都合で複写物を必要とする場合には、実費（1枚につき10円）をご負担いただきます。

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用については、ご利用者にご負担いただきます。

おむつ代：基本的にはご自宅で使用しているおむつを持参いただきますが、当事業所のものを使用した場合等は、実費をお支払いください。

※その他、ご事情のある場合は、相談の上、できる範囲で対処いたします。

（3）利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金は、原則として、お届けいただく通帳口座より、毎月20日（土

- ・日の場合は後日)に、前月分の利用料として引き落としさせていただきます。
(引き落とし手数料として110円/1回をご負担ください。)

(4) 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、ご利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、ご利用者の体調不良等、正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10%(自己負担相当額)

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

6. 緊急時の対応

利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じた時は、速やかに家族及び主治医等に連絡し、適切な措置を講じます。

7. 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者・家族に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行い、必要な対策を講じます。
- (2) サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。
ただし、介護上の過失によらない事故（見守り空白時の事故、自損事故、利用者間の諍いによる事故等）については、関係者間で協議の上処理します。
- (3) 今後同様の事故が起こらないよう、原因究明に努め、しかるべき処置を講じます。

8. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、担当者を置き、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を、おおむね3月に1回以上、定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を、定期的に（年2回以上）実施します。
- (4) 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報します。

9. 感染症の予防及びまん延の防止について

事業所は、感染症の予防及びまん延を防止するため、担当者を置き、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

10. 業務を継続して提供するために

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供の継続、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）

を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

(1)業務継続計画について職員に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しています。

(2)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

11. 苦情の受付について

(1)当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

生活相談員 土居 美 紅 ・ 三 木 智 詞 (紅山ケアセンター TEL 0877-98-3939)

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 9:00～17:00

また、苦情受付ボックスを、紅山ケアセンター受付に設置しています。

○苦情解決責任者 センター長 鎌倉 克 英

○苦情解決第三者委員

苦情解決を円滑に図るため、苦情の受付、苦情申出人と苦情解決責任者との話し合いへの立ち会い・助言を行う者として、下記の方に第三者委員をお願いしています。
喜多壽子氏 (TEL 0877-86-2470)、寺井義弘氏 (TEL 0877-98-5293)

○苦情処理の手順は、下記のとおりです。

(1) 苦情があった場合、苦情受付者は苦情申出人から詳しく事情を聞き、事実確認を行う。(間接的に受付けた場合は、苦情受付者は速やかに苦情申出人に連絡を取り、苦情の内容について確認する。)

(2) 苦情受付後、苦情受付者は苦情解決責任者に報告する。

(3) 苦情解決責任者は、必要あると判断した場合、検討会議を開く。

(4) 苦情解決責任者は検討の結果に基づき、速やかに具体的な対応(検討内容報告、謝罪訪問等)をとる。また、苦情解決に向けての話し合いを行い、適切な解決に努める。この時、苦情申出人又は苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の立ち会い又は助言を求めることができる。

(5) 上記に係る苦情処理等についての記録を行い、台帳に保管し、再発を防ぐ為に役立てる。

(2)行政機関その他苦情受付機関

下記の機関へ苦情を申し立てることもできます。

香川県長寿社会対策課 介護保険担当	所在地 高松市番町4-1-10 電話番号 087-832-3269 ・ FAX 087-806-0206 受付時間 9:00～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 高松市福岡町2-3-2 (香川県自治会館内) 電話番号 087-822-9341 ・ FAX 087-822-6023 受付時間 9:00～17:00
香川県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 高松市番町1-10-35(香川県社会福祉総合センター内) 電話番号 087-861-1300 ・ FAX 087-861-1300 受付時間 10:00～16:00
丸亀市健康福祉部 高齢者支援課 地域包括支援センター 南部センター	所在地 丸亀市大手町2-4-21 (市役所2F) 電話番号 0877-24-8807 ・ FAX 0877-24-8455 電話番号 0877-24-8933 所在地 飯山町川原1114-1 (飯山市民総合センター1F) 電話番号 0877-85-3350 受付時間 8:30～17:15

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

紅山ケアセンター
説明者職名 _____ 氏 名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所_____

氏 名 _____ 印

利用者との関係 ()